主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件抗告理由は、憲法一三条、一四条、一九条、二四条違反をいうが、同条に違背する事由を具体的に示さず、民訴規則に定める適式の抗告理由記載方式を具えていないから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三九年四月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六
裁判官	田	中	_	郎